

# 成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑(要約)

(成人式抜粋)

成人式

事項	質問内容	答弁内容
	成年年齢の引下げに伴い、従来は20歳の1月に行われていた成人式が、高校3年生の1月に行われることになり、時期的に妥当ではなく、また、着物業界など多くの関連業界に影響が出ると考えられる。成人式は各自体が行うものであるが、このような事情を踏まえ、何らかの統一指針を示すべきではないか。	成人式については、現在、多くの自治体において、成人の日あるいはその前日に行われている。この1月の第2月曜日の成人の日であるが、おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます日とされている。「おとな」の意味については、必ずしも民法の成年を意味するものではないと考えられるが、いずれにしても、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、また民法の成年年齢も18歳に引き下げられることとなれば、この成人式の対象とされる者の年齢も18歳に引き下げられることになる可能性がある。その場合には、多くの者が高校3年生の時点で成年に達することとなり、高校3年生にとって成人の日は大学入試センター試験の直前であるため、その時期に成人式を実施すると受験生が参加しにくくなるのではないかとといった問題が指摘されている。 また、着物業界から、これまで成人式に着ていくための振り袖等の着物の売上げが一定程度見込まれていたものの、こうした売上げが落ちるのではないかと懸念も寄せられている。 成人式の実施等については、法律で定められているわけではなく、現在、各地方自治体の判断で行われているものであるため、政府として一律に、成年年齢の引下げに伴う成人式の時期、あり方等の見直しについて何らかの統一指針を示すことは、必ずしも適切ではない。 もっとも、成年年齢の引下げによって、実際上、成人式のあり方等に影響が及ぶことは避けられないと考えられるため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において、改正法案の成立後に成人式の時期やあり方等を検討課題として取り上げることを予定している。 政府としては、今後、関係者との意見交換などを通じて、関係者の意見や各自体の検討状況を取りまとめた上で適切に情報発信し、各自体がその実情に応じた対応をすることができるように取り組んでいきたい。(5月11日衆・法務委、法務省政府参考人)
成人式の時期や在り方等に関する検討	成人の日を1月にしなければならない理由はあるか。	成人の日は、昭和23年に国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法が制定された際に、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ます日として、昔の元服や裳着にかわるものとして設けられたものであり、それらがかつて1月に行われることが多かったということから、当初は1月15日と規定され、その後ハッピーマンデー化により現在は1月第2月曜日と規定されているという歴史的経緯はあるが、1月にしなければならない理由はない。祝日法は、議員立法により制定され、これまでの改正も大半が議員立法によるものであることから、祝日法の改正に際しても、基本的には国会で十分御議論の上決定していただくべきものである。(5月16日衆・法務委、内閣府政府参考人)
	成人式は従来どおり20歳ということでもよいのか、法務大臣に問う。	成人式の実施等については、法律で定められているわけではなく、現在、各地方自治体の判断で行われているものである。そのため、成年年齢が引き下げられた後に20歳の者を対象として成人式を行うことが否定されるものではないと考えられる。(5月16日 衆・法務委、法務大臣)
	成人式の時期や在り方等については、関係府省庁連絡会議でもテーマとされており、関係者との意見交換等を通じてその意見を取りまとめ、適切に情報発信をしていくことであるが、意見の取りまとめや情報発信を、いつまでに、どのように行っていくのか、法務大臣に問う。	成人式の時期や在り方等については、本法律案の成立後に、「成年年齢の引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において、検討課題として取り上げることを予定している。 政府としては、今後、関係者との意見交換等を通じて、平成31年度末までに関係者の意見や各自体の検討状況を取りまとめた上で、平成32年度以降できる限り速やかに、各自体に対して適切に情報発信し、各自体がその実情に応じた対応をすることができるよう取り組んでまいりたい。(6月12日 参・法務委、法務大臣)